

著作権、上演権などに関する共同提言

Documents 公開文書著作権、上演権などに関する共同提言社団法人日本劇団協議会日本劇作家協会私たち(社)日本劇団協議会と日本劇作家協会は、将来のモデル契約書作成に向けて、これまで協議を進めてきました。そこで、暫定的な措置として、以下の提言を確認しました。 1．日本劇作家協会は、劇作家の著作権上演権確立のため、契約書の作成が必要であると考え、この問題を日本劇団協議会に提案した。 2．劇団協議会は、著作権法に基づき、著作権、上演権を尊重し、契約を遵守する精神が広く演劇界に浸透されるべきだと考える。3．これらの問題について両者が積極的に話し合い、文書による契約締結を推進することを確認した。4．契約書は、相互の不信感から出発するものではなく、トラブルを未然に回避する目的で交わされるものである。したがって口約束といった因習を廃し、どんな小さな公演にも、契約書を交わす慣行を一刻も早く確立する必要がある。5．演劇は総合芸術であり、劇団、劇作家、演出家、俳優、舞台美術、照明、音響、衣裳、製作その他多くの分野の共同作業によってつくられるものである。したがって契約は劇団と劇作家の間だけでなく、劇団と各分野の間にも必要である。これからの劇団協議会と劇作家協会の話し合いが、その先触れとなることを期待する。著作権法 (著作者の権利)第一七条1 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利(以下「著作者人格権」という。)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下「著作権」という。)を享有する。2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない(上演権及び演奏権)第二二条著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。1998年6月